

# 継続

原議保存期間	3年(平成34年3月31日まで)
有効期間	一種(平成34年3月31日まで)

各 地 方 機 関 の 長  
各 都 道 府 県 警 察 の 長 殿  
各 方 面 本 部 長

警 察 庁 丁 暴 発 第 1 2 5 号  
平 成 3 1 年 3 月 1 9 日  
警 察 庁 刑 事 局 組 織 犯 罪 対 策 部  
暴 力 団 対 策 課 長

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が行うあらゆる公共事業等からの暴力団排除の推進について（通達）

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「鉄道・運輸機構」という。）が行う公共工事等からの暴力団排除の推進については、これまで「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構発注工事等からの暴力団排除の推進について」（平成20年10月9日付け警察庁丁暴発第142号）に基づき運用してきたところ、平成21年12月22日の第14回犯罪対策閣僚会議において、あらゆる公共事業等からの暴力団排除の推進が決定されたこと等を踏まえ、警察庁と鉄道・運輸機構が合意書の見直しを進め、今般、鉄道・運輸機構が行うあらゆる公共事業等（売買、賃貸借、請負その他の全契約（当該契約に係る下請契約、再委託契約等を含む。）以下「公共事業等」という。）からの暴力団排除を徹底するため、下記のとおり合意し、本年4月8日から運用を開始することとしたので、各都道府県警察にあっては、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構発注工事等からの暴力団排除の推進について」（平成20年10月9日付け警察庁丁暴発第142号）は廃止する。

## 記

### 1 鉄道・運輸機構の概要

鉄道・運輸機構は、平成15年10月、日本鉄道建設公団と運輸施設整備事業団が統合して発足した独立行政法人であり、主な業務として、新幹線鉄道等の鉄道施設の建設、船舶の共有建造など、大規模な公共事業等を担っている。

### 2 鉄道・運輸機構との合意事項

「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が行う公共事業等からの暴力団排除の推進に関する合意書」（別添1）のとおり。

なお、本通達と並行して、鉄道・運輸機構の理事長から各発注支社局に対し、「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が行う公共事業等からの暴力団排除の推進について」（平成25年3月22日付け経会第130319005号、自財管第130319001号、鉄業契第130319010号）が発出されているので参考添付（別添2）する。

### 3 都道府県警察の対応

#### (1) 排除要請（合意書第5）

警視庁又は各道府県警察本部の暴力団排除対策を主管する課長（以下「暴力団対策

主管課長」という。)は、鉄道・運輸機構の入札又は契約に係る事業者(以下「事業者」という。)について、暴力団関係業者として排除要請が必要と認める場合は、鉄道・運輸機構の経理資金部長に対して、文書(合意書別記様式第1号)により速やかに排除要請を行うこと。

なお、排除要請の対象となるのは、鉄道・運輸機構の入札参加資格を有する者(以下「有資格者」という。)に限らず、下請負人・再受託者のほか、当該契約の履行に関して締結するすべての契約相手方が含まれる点に留意すること。

(2) 照会回答(合意書第6)

鉄道・運輸機構の経理資金部長、経営自立推進・財務部長、各支社長又は各建設局長(以下「経理資金部長等」という。)は、有資格者であるか否かにかかわらず、入札又は契約に関する事務の処理にあたり、事業者が暴力団関係業者に該当する者であるか否かを確認する必要があるときは、当該発注案件の属する区域を管轄する暴力団対策主管課長に対して、文書(合意書別記様式第2号)により照会を行うことから、照会を受けた暴力団対策主管課長は、速やかに調査の上、経理資金部長等に対して、文書(合意書別記様式3号)により回答すること。

(3) 指名排除措置の取消し(合意書第7)

暴力団対策主管課長は、鉄道・運輸機構が指名排除措置を行った事業者について、廃業が確認されるなど、排除要請の取消しが必要と判断したときは、経理資金部長に対して、文書により速やかに取消通知を行うこと。

なお、当該通知の様式に定めはないことから、適宜の様式により通知すること。

(4) 通報報告制度への対応(合意書第8)

ア 不当介入の通報を受けた場合

暴力団対策主管課長は、事業者から不当要求の通報を受けた場合は、その内容に応じて、違法・不当行為に対する徹底した取締りを実施するなど、迅速かつ適切に対応するほか、経理資金部長に対して、その通報内容を文書(合意書別記様式4号)により速やかに通知すること。

なお、経理資金部長等が、事業者から不当介入の報告を受けたときは、その内容を文書(合意書別記様式第5号)により、速やかに暴力団対策主管課長に報告することから、適切に対応すること。

イ 警察への通報を怠ったと認められる場合

暴力団対策主管課長は、事業者が不当介入を受けたにもかかわらず、警察への通報等を怠ったと認められる事案を認知した場合は、経理資金部長に対して、文書(合意書別記様式第6号)により速やかに通知すること。

## 4 留意事項

(1) 保護措置の徹底

暴力団対策主管課長は、鉄道・運輸機構や事業者が、本合意書に基づく契約解除、通報報告、捜査協力、訴訟対応等を行う場合は、関係者の保護に万全を期すこと。

(2) 緊密な連携

暴力団対策主管課長は、必要に応じて、経理資金部長等と緊密に連携の上、暴力団関係業者の積極的な排除活動等に留意すること。

## 5 質疑

本件に関する質疑は、下記担当者宛て行うこと。

### 担当者

警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課

課長補佐 阿部警視 800-4557

暴排係長 小林警部 800-4564

### 【継続措置状況】

初回発出日：平成25年3月22日

（有効期間：平成31年3月31日）

別添 1

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が行う公共事業  
等からの暴力団排除の推進に関する合意書

警察庁丁暴発第 101 号  
経会第 130314004 号  
自財管第 130314001 号  
鉄業契第 130314002 号  
平成 25 年 3 月 19 日

警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課長

露 木 康 浩

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構  
経理資金部長

尾 本 和 彦

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構  
経営自立推進・財務部長

鈴 木 史 朗

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構  
鉄道建設本部 業務部長

唐 崎 好 彦

警察庁と独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「鉄道・運輸機構」という。）は、鉄道・運輸機構が行う売買、賃貸借、請負その他の全契約（当該契約に係る下請契約、再委託契約等を含む。以下「公共事業等」という。）からの暴力団排除を徹底するため、下記のことについて合意し、平成25年4月8日から運用を開始する。

なお、「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構発注工事等からの暴力団排除の推進に関する合意書」（平成20年10月6日付け警察庁丁暴発第139号、鉄運鉄業契第24号）については、本合意書の運用開始をもって、本合意書に基づく運用に改めるものとする。

記

（指名排除措置）

第 1 鉄道・運輸機構の理事長、国鉄清算事業担当理事及び各地方機関の長（以下「理事長等」

という。)は、警察から暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者(別紙1。以下「暴力団関係業者」という。)として、当該者を入札等から排除することについての要請(以下「排除要請」という。)があった場合、当該排除要請がなされた者(以下「排除対象者」という。)が入札参加資格を有する者(以下「有資格者」という。)であるときは、警察から排除要請の取消があるまで排除対象者を指名しない措置(以下「指名排除措置」という。)を講じるものとする。

#### (入札等無効の措置)

第2 鉄道・運輸機構の契約担当役及び分任契約担当役(以下「契約担当役等」という。)は、入札を行う場合にあつては、入札に参加しようとする者及び随意契約を行う場合にあつては、契約の相手方となろうとする者(以下「入札等参加者」という。)が心得ておく事項を明示した資料(以下「契約申込心得」という。)において、「暴力団排除に関する誓約事項」(別紙2)を示すとともに、入札等参加者は入札書又は見積書の提出をもって誓約事項に誓約したものとする旨を明らかにするものとする。

2 契約担当役等は、入札等参加者について、誓約違反の事実を認め得るのは、警察からの排除要請があった場合に限るものとし、警察から排除要請があった場合は、当該者の入札又は見積を無効とするものとする。

#### (契約解除)

第3 契約担当役等は、契約を行う場合は、暴力団関係業者を排除する条項(別紙3。ただし、契約の性質又は目的等により、適宜変更することができる。以下「暴力団排除条項」という。)を盛り込んだ契約書を用い、又はこれに準ずる措置を講じるものとする。

2 契約担当役等は、契約の相手方について、警察から排除要請があった場合は、速やかに契約を解除する手続を行うものとする。

#### (下請等からの排除)

第4 契約担当役等は、下請負人等(下請負人(一次下請以降の全ての下請負人を含む。以下同じ。)及び再受託者(再受託以降の全ての受託者を含む。以下同じ。)並びに契約の相手方、下請負人又は再受託者が当該契約の履行に関して締結する全ての契約の相手方をいう。以下同じ。)について、警察から排除要請があった場合は、契約の相手方に対し、又は契約の相手方を通じて当該排除対象者との契約を解除するよう求めるものとする。

#### (排除要請の手続)

第5 警視庁又は各道府県警察本部の暴力団排除対策を主管する課長(以下「暴力団対策主管課長」という。)は、有資格者であるか否かにかかわらず、鉄道・運輸機構の入札、見積又は契約に関係する事業者について、暴力団関係業者として排除要請を必要と認める場合は、鉄道・運輸機構の経理資金部長(以下「経理資金部長」という。)に対し、速やかに文書(別記様式第1号)により排除要請を行うものとする。

- 2 経理資金部長は、前項の排除要請を受けたときは、理事長等に対し、当該排除要請の写しを添付して報告又は通知するものとする。
- 3 理事長等は、前項の報告又は通知により指名排除措置を講じた場合は、当該有資格者に対し、警察からの排除要請を踏まえ、指名排除措置を行った旨通知するとともに、当該有資格者の商号又は氏名、所在地、代表者、措置年月日、措置の範囲、措置理由、その他必要な事項について、警察からの排除要請の写しとともに公表するものとする。

(照会・回答手続)

- 第6 鉄道・運輸機構の経理資金部長、経営自立推進・財務部長又は各地方機関の長（以下「経理資金部長等」という。）は、有資格者であるか否かにかかわらず、入札、見積又は契約に関する事務の処理に当たり、暴力団関係業者に該当する者であるか確認する必要があるときは、当該発注案件の属する区域を管轄する暴力団対策主管課長に対し、参考となる資料を添付した文書（別記様式第2号）により照会するものとする。
- 2 暴力団対策主管課長は、前項に規定する照会を受けたときは、速やかに調査の上、経理資金部長等に対し、文書（別記様式第3号）により回答するものとする。
  - 3 暴力団対策主管課長からの暴力団関係業者に該当する旨の回答は、警察からの排除要請とみなす。
  - 4 経営自立推進・財務部長又は各地方機関の長は、第2項の回答により、照会の対象者が暴力団関係業者に該当する者であることが判明した場合は、経理資金部長に回答文書の写しを添付して通知するものとする。
  - 5 第5第2項及び第3項の規定は、経理資金部長が前項の通知を受けた場合について準用する。

(指名排除措置の取消手続)

- 第7 暴力団対策主管課長は、排除対象者について、排除要請の取消を必要と判断したときは、経理資金部長に対し、速やかに文書により排除要請の取消通知を行うものとする。
- 2 第5第2項及び第3項の規定は、経理資金部長が前項の通知を受けた場合について準用する。この場合において、「排除要請」とあるのを「排除要請の取消通知」と、「指名排除措置を行った」とあるのを「指名排除措置を取りやめる」と読み替えるものとする。

(不当介入を受けた場合の措置)

- 第8 契約担当役等は、契約の相手方に対し、自らが暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）、暴力団関係業者等（以下「暴力団員等」という。）による不当介入を受けた場合、又は下請負人等が暴力団員等による不当介入を受けたことを認知した場合において、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うこと並びに契約担当役等への報告を行うことを義務付けるものとする。
- 2 暴力団対策主管課長は、暴力団員等による不当介入の通報を受けたときは、その内容を文書（別記様式第4号）により、速やかに経理資金部長に通知するものとする。

- 3 経理資金部長等は、暴力団員等による不当介入の報告を受けたときは、その内容を文書（別記様式第5号）により、速やかに暴力団対策主管課長に通知するものとする。
- 4 暴力団対策主管課長は、暴力団員等による不当介入を受けたにもかかわらず、警察への通報等を怠ったと認められる事案を認知した場合には、文書（別記様式第6号）により、速やかに経理資金部長に通知するものとする。

（通報又は報告を怠った場合の措置）

第9 理事長等は、契約の相手方が第8の規定に違反し、警察への通報又は発注者への報告を怠った事実が確認された場合は、情状により、指名停止措置又は文書による注意の喚起を行うものとする。

（保護措置等）

- 第10 暴力団対策主管課長は、本合意書に基づき、理事長等又は契約担当役等が指名排除措置、契約解除、捜査協力、訴訟対応等を行う場合においては、経理資金部長等又は契約担当役等と緊密に連携し、関係者の保護等万全の措置を講じるものとする。
- 2 鉄道・運輸機構は、排除対象者に関し警察の捜査等が行われるときは、捜査当局の求めに応じ協力するものとする。

（その他）

- 第11 本合意書に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、その都度協議の上、決定するものとする。
- 2 本合意書の運用開始の日より前に入札等手続を開始した公共事業等について、本合意書の規定によりがたい場合は、従前の運用とすることを妨げない。
  - 3 本合意書の運用開始の日より前に行われた警察からの排除要請については、既存合意書に基づくものとして、なおその効力を有するものとする。ただし、本合意書の運用開始の日以後における指名排除措置の取消手続等の運用は、本合意書の規定によるものとする。

以上

## 別紙 1

### 暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者

#### 1 「暴力団員が実質的に経営を支配する者」とは、次に該当する者をいう。

法人等（個人、法人又は団体をいう。以下同じ。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時、契約を締結する事務所をいう。）の代表者で役員以外の者又は団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者。

#### 2 「これに準ずる者」とは、次のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 法人等の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているときに係る当該法人等。
- (2) 法人等の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているときに係る当該法人等。
- (3) 法人等の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているときに係る当該法人等。



## 別紙 2

### 暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記のいずれにも該当しません。  
また、当該契約満了までの将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、入札書又は見積書の提出をもって誓約します。

#### 記

- 1 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。
- 2 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。
- 3 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。

暴力団排除条項（基本形）

（発注者の解除権）

第〇条 発注者は、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この条において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 下請契約その他の契約に当たり、その相手方が第1号から第5号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 受注者が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合（第6号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

別記様式第1号

記号番号

年 月 日

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

経理資金部長 殿

〇〇県警察本部暴力団対策主管課長 印

「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が行う公共事業等  
からの暴力団排除の推進に関する合意書」に基づく排除要請について

下記の者について「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が行う公共事業等からの暴力団排除の推進に関する合意書」第1に規定する暴力団関係業者に該当する事実を確認したので、同合意書第5第1項の規定に基づき、鉄道・運輸機構が行う公共事業等からの排除を要請します。

記

- 1 商号又は氏名
- 2 所在地
- 3 代表者
- 4 該当する理由
- 5 その他

照 会 書			
商号又は氏名			
所在地			
役 職 名	氏 名	生 年 月 日	住 所
照 会 事 項	上記の者について、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が行う公共事業等からの暴力団排除の推進に関する合意書に規定する暴力団関係業者に該当するか否か。		
備 考			
<p>「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が行う公共事業等から暴力団排除の推進に関する合意書」第6第1項の規定に基づき、上記のとおり照会します。</p> <p>〇〇県警察本部暴力団対策主管課長 殿</p> <p style="text-align: right;">独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 経理資金部長、経営自立推進・財務部長 若しくは各地方機関の長 印</p>			

別記様式第3号

記号番号  
年 月 日

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構  
経理資金部長、経営自立推進・財務部長  
若しくは各地方機関の長 殿

〇〇県警察本部暴力団対策主管課長 印

回 答 書

「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が行う公共事業等からの暴力団排除の推進に関する合意書」に基づき、平成〇〇年〇〇月〇〇日付第（文書番号）号で照会のあった件について、下記のとおり回答します。

記

1 商号又は氏名

2 所在地

3 代表者

4 照会に係る調査結果

- ・ 該当する
- ・ 該当しない

5 理由

6 その他

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構  
経理資金部長 殿

〇〇県警察本部暴力団対策主管課長 印

〇〇発注の公共事業等における暴力団員等による不当介入に関する通報  
の受理について（通知）

〇〇発注の公共事業等の受注者から、暴力団員等による不当介入について警察への通報等があったので、「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が行う公共事業等からの暴力団排除の推進に関する合意書」第8第2項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

別紙

		取扱警察	県警察	警察署	課
受注者	所在地	( ) -			
	名称				
	代表者等				
不当介入に係る行為者	住所 氏名				
発生日時・場所 発注件名	平成 年 月 日 時 分頃 発注件名				
受注者からの通報内容 (不当介入の内容・被害の状況)					
警察への通報状況	通報先警察署名 ( 県警察 警察署 課) 通報日時 平成 年 月 日 時 分頃				

〇〇県警察本部暴力団対策主管課長 殿

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構  
経理資金部長、経営自立推進・財務部長  
若しくは各地方機関の長 印

〇〇発注の公共事業等における暴力団員等による不当介入に対する受注者からの報告の受理について（通知）

標記について、〇〇発注の公共事業等の受注者から報告があったので、「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が行う公共事業等からの暴力団排除の推進に関する合意書」第 8 第 3 項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

（〇〇県警察本部からの通知について確認できなかった場合に以下を記載する。）

貴警察本部からの通知について確認できなかったため、貴警察本部において当該受注者からの通報等について状況をお知らせください。

別紙

受注者	所在地 ( ) -
	名称
	代表者等
不当介入に係る行為者	住所 氏名
発生日時・場所 発注件名	平成 年 月 日 時 分頃 発注件名
受注者からの通報内容 (不当介入の内容・被害の状況)	
警察への通報状況	通報先警察署名 ( 県警察 警察署 課) 通報日時 平成 年 月 日 時 分頃

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構  
経理資金部長 殿

〇〇県警察本部暴力団対策主管課長 印

〇〇発注の公共事業等における暴力団員等による不当介入について受注者が警察への通報等を怠ったと認められる事案について（通知）

〇〇発注の公共事業等の受注者が、暴力団員等による不当介入を受けたにもかかわらず、警察への通報等を怠ったと認められたため、「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が行う公共事業等からの暴力団排除の推進に関する合意書」第8第4項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

別紙

		取扱警察	県警察	警察署	課
受注者	所在地	( ) -			
	名称				
	代表者等				
不当介入に係る行為者	住所 氏名				
発生日時・場所 発注件名	平成 年 月 日 時 分頃 発注件名				
受注者からの通報、捜査上必要な協力を得られなかった事案 (不当介入の内容・被害の状況)					
受注者の通報、捜査上必要な協力についての対応状況	通報先警察署名 ( 県警察 警察署 課) 通報日時 平成 年 月 日 時 分頃				



別添 2

経会第 130319005号  
自財管第 130319001号  
鉄業契第 130319010号  
平成 25 年 3 月 22 日

本 社 内 各 長 殿  
各 地 方 機 関 の 長 殿

理 事 長  
(公印・契印省略)

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が行う公共事業  
等からの暴力団排除の推進及び運用について（通達）

平成 24 年 3 月 26 日付け国会契第 130 号をもって国土交通省から「あらゆる契約からの暴力団排除の推進について」の要請があったことを踏まえ、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「機構」という。）が行う売買、賃貸借、請負その他の全契約（当該契約に係る下請契約、再委託契約等を含む。以下「公共事業等」という。）からの暴力団排除を徹底するため、警察庁と協議の上、警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課長と経理資金部長、経営自立推進・財務部長及び鉄道建設本部業務部長とで「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が行う公共事業等からの暴力団排除の推進に関する合意書（以下「合意書」という。）」を別添 1 のとおり締結するとともに、その運用について下記のとおり定め、平成 25 年 4 月 8 日以降契約手続きを開始する公共事業等から適用することとしたので、遺漏のないよう措置されたい。

なお、「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構発注工事等からの暴力団排除の推進について（通達）」（平成 20 年 10 月 9 日付け鉄業契第 25 号）及び「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構発注工事等からの暴力団排除の推進に伴う内容説明書の取扱方について（通知）」（平成 20 年 10 月 9 日付け鉄業契第 28 号）については、平成 25 年 4 月 7 日限り廃止する。

また、警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課長から各都道府県警察本部長等に対し、別添 2 のとおり発出されているので申し添える。

記

[合意書第 1 関係]

1 排除要請の対象となる契約について

機構が行う公共事業等を対象とする。ただし、入札に参加しようとする者又は契約の相手方となろうとする者が、国、地方公共団体又は独立行政法人の場合、及び土地等の取得等に伴う損失の補償等に係るものは除くものとする。

[合意書第3関係]

2 排除要請があった場合の契約解除について

合意書第3第2項による警察から排除要請があった場合の契約の解除は、合意書第3第1項による暴力団排除条項を盛り込んだ契約書を用いてない場合、又はこれに準ずる措置を講じてない場合は除かれることになる。

[合意書第4関係]

3 履行が完了している下請負人等との契約について

契約担当役等が、合意書第4により元請負人若しくは受託者に契約の解除を求める場合、その時点で履行が完了している下請負人等については対象外とする。

[合意書第5関係]

4 排除要請を受けたときの経理資金部長から各地方機関の長への通知

経理資金部長が、合意書第5第1項の排除要請を受けたときに合意書第5第2項により各地方機関の長に通知するときは、別紙様式1によるものとする。

5 排除対象者への通知及び排除対象者の公表について

理事長等は、合意書第5第3項により排除対象者である有資格者に対し指名排除措置を行った旨通知するときは、別紙様式2によるものとする。また、当該有資格者の公表は、別紙様式3によるものとする。

[合意書第6関係]

6 経理資金部長等の暴力団対策主管課長への照会について

(1) 経理資金部長等が、合意書第6第1項により暴力団対策主管課長に確認する必要があるときは、当該発注案件の属する区域を管轄する暴力団対策主管課長に照会するものとする。

なお、契約の相手方についての照会においては、合意書第6第1項による別記様式第2号に添付する参考となる資料として、少なくとも合意書第3第1項による暴力団排除条項等の写しを添付するものとする。

(2) 経営自立推進・財務部長又は各地方機関の長が合意書第6第4項により暴力団対策主管課長に照会した対象者が暴力団関係業者に該当することが判明した場合に経理資金部長に通知するときは、別紙様式4によるものとする。

[合意書第7関係]

- 7 排除要請の取消通知を受けたときの経理資金部長から各地方機関の長への通知について  
経理資金部長が、合意書第7第1項の排除要請の取消通知を受けたときに合意書第7第2項により準用する合意書第5第2項により各地方機関の長に通知するときは、別紙様式5によるものとする。
- 8 排除要請取消対象者への通知及び排除要請取消対象者の公表について  
理事長等が、合意書第7第2項により準用する合意書第5第3項により排除対象者である有資格者に対し排除要請の取消通知をするときは、別紙様式6によるものとする。  
また、当該有資格者の公表は、別紙様式7によるものとする。

[合意書第8関係]

- 9 暴力団員等による不当介入を受けた場合における契約の相手方の措置義務について  
契約担当役等は、合意書第9第1項による警察への通報及び捜査上必要な協力を行うこと並びに契約担当役等への報告を行うことを契約の相手方に義務付けるため、内容説明書等に次の内容を明示するものとする。
- 「○. 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について
- (1) ○○において、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。  
また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。
- (2) (1) により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
- (3) (1) 及び(2) の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがあること。
- (4) ○○において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。」
- 10 暴力団員等による不当介入の通知を受けた場合の取扱について
- (1) 経理資金部長は、暴力団対策主管課長から契約の相手方が発注案件において暴力団員等による不当介入を受けた事案の通知を書面(合意書別記様式第4号)により受けたときは、9による発注者への報告がなされているか該当する契約担当役に確認し、報告がなされていないことを確認した場合は、発注者への報告について契約の相手方に確認するとともに状況を報告するよう指示するものとする。
- (2) 各地方機関の長は、(1) において通知を受けた発注案件が分任契約担当役のものである

場合は、分任契約担当役に対して、同様の措置を行わせるものとする。

[合意書第9関係]

11 契約の相手方が警察への通報又は発注者への通報を怠ったと認められる事実の確認について

- (1) 経理資金部長は、契約の相手方が暴力団員等による不当介入を受けた又は下請負人等が暴力団員等による不当介入を受けたことを契約の相手方が認知したにもかかわらず、警察への通報等を怠ったと認められるとの通報を暴力団対策主管課長から書面（合意書別記様式第6号）により受けた場合、該当する契約担当役に対して契約の相手方にその事実の内容について確認するよう指示するものとする。
- (2) 各地方機関の長は、(1)において受けた発注案件が分任契約担当役のものである場合は、分任契約担当役に対して、同様の措置を行わせるものとする。

12 実効性を確保するための措置について

上記11の確認の結果、警察への通報等及び発注者への報告を怠ったことが確認された場合、以下の措置を講じるものとする。

(1) 指名停止又は文書注意

暴力団員等による不当介入を受けた又は下請負人等が暴力団員等による不当介入を受けたことを認知した契約の相手方が警察への通報等及び発注者への報告を怠った場合は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成15年10月機構規程第83号。以下「措置要綱」という。）及び「建設工事等の請負契約に係る指名停止等の処理基準」（平成16年3月26日付け国用計第101-13号。以下「処理基準」という。）の別表第1第4号に規定する「契約違反」に該当するものとして指名停止を行うものとする。

なお、契約に違反し明らかに著しく信頼関係を損なう行為に該当するとまではいえず、指名停止を行わない場合は、措置要綱第9条及び処理基準第9条に基づき、書面による注意の喚起（以下「文書注意」という。）を行うものとする。

(2) 工事等成績評定への反映

(1)による指名停止又は文書注意を受けた者については、別に定めるところにより、工事等成績評定点を減点できるものとする。

(3) 暴力団員等による不当介入を受けた場合において、警察への通報等又は発注者への報告を怠った旨の公表

(1)による指名停止を受けた者についての指名停止措置理由は、「暴力団員等による不当介入を受けた請負者が警察への通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと及び発注者への報告を行うことを怠った」旨を明示するものとする。

(4) 下請等の禁止

(1) による指名停止を受けた者については、措置要綱第8条及び処理基準第8条に規定する下請等の承認をしてはならないものとする。

(5) 優良工事施工団体表彰等の推薦基準への反映

(1) による指名停止又は文書注意を受けた者については、別に定めるところにより、表彰対象から除外できるものとする。

[その他]

13 競争参加資格要件

入札公告等における競争参加等の資格要件に、「警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。」の内容を明示するものとする。

14 その他

(1) 合意書第11第1項による協議は、経理資金部長等と暴力団対策主管課長との間で行えるものとする。

(2) この通達は、平成25年4月8日から施行する。ただし、平成25年4月7日以前に入札手続を開始したものは、事前に本社関係課に報告し、その取扱いについての指示を受けるものとする。

別紙様式 1

記 号 番 号

平成 年 月 日

各地方機関の長 あて

経理資金部長

(公印・契印省略)

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が行う公共事業等からの  
暴力団排除の推進に関する合意書に基づく排除要請について（通知）

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が行う公共事業等からの暴力団排除の推進に関する合意書第5第1項に基づき、〇〇警察本部から、下記の者について暴力団関係業者に該当する事実を確認した旨の排除要請があったので通知する。

記

- 1 商号又は氏名
- 2 所在地
- 3 代表者

※警察本部暴力団対策主管課長からの通知文書（写し）を添付する。

別紙様式2

記 号 番 号

平成 年 月 日

所 在 地

商号又は氏名

代 表 者 殿

独立行政法人

鉄道建設・運輸施設整備支援機構

理事長等 印

〇〇発注の公共事業等からの指名を行わないことについて（通知）

この度、貴〇〇〇〇株式会社に関し、〇〇警察本部から別添のとおり公共事業等からの排除要請を受け、平成 年 月 日以降の〇〇が発注する公共事業等において指名を行わないこととしたので通知する。

なお、〇〇警察本部から排除要請の取消の通知があった場合には、この取扱いを取りやめる旨を別途通知する。

以 上

別紙様式3

〇〇警察本部からの要請による公共事業等からの排除措置について

- 1 商号又は氏名  
所在地  
代表者
  
- 2 排除措置年月日 平成 年 月 日から  
〇〇警察本部から排除要請の取消がなされるまでの期間
  
- 3 排除措置の範囲 〇〇管内
  
- 4 排除措置理由 〇〇警察本部から、上記の××××株式会社について、△△△△として独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が行う公共事業等からの排除要請があったため（別添参照）
  
- 5 その他



別紙様式 4

記 号 番 号

平成 年 月 日

経理資金部長 あて

経営自立推進・財務部長又は各地方機関の長  
(公印・契印省略)

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が行う公共事業等からの  
暴力団排除の推進に関する合意書に基づく排除要請について (通知)

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が行う公共事業等からの暴力団排除の推進に関する合意書第6第2項に基づき、〇〇警察本部から、下記の者について暴力団関係業者に該当する事実を確認した旨の回答があったので通知する。

記

- 1 商号又は氏名
- 2 所在地
- 3 代表者

※警察本部暴力団対策主管課長からの通知文書 (写し) を添付する。

別紙様式 5

記 号 番 号  
平成 年 月 日

各地方機関の長 へ

経理資金部長  
(公印・契印省略)

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が行う公共事業等からの  
暴力団排除の推進に関する合意書に基づく排除要請の取消について（通知）

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が行う公共事業等からの暴力団排除の推進に関する合意書第7第1項に基づき、〇〇警察本部から、下記の者について排除要請の取消の通知があったので通知する。

記

- 1 商号又は氏名
- 2 所在地
- 3 代表者

※警察本部暴力団対策主管課長からの通知文書（写し）を添付する。

別紙様式6

記 号 番 号

平成 年 月 日

所 在 地

商号又は氏名

代 表 者 殿

独立行政法人

鉄道建設・運輸施設整備支援機構

理事長等 印

〇〇発注の公共事業等からの指名について（通知）

平成 年 月 日付け〇〇第 号をもって〇〇が発注する公共事業等において指名を行わないこととする通知をしたところであるが、〇〇警察本部から別添のとおり排除要請の取消の通知を受け、平成 年 月 日付けで指名を行わないこととする取扱いを取りやめたので通知する。

以 上

別紙様式7

〇〇警察本部からの要請による公共事業等からの排除の取消について

- 1 商号又は氏名  
所在地  
代表者
- 2 措置年月日 平成 年 月 日
- 3 措置の範囲 〇〇管内
- 4 措置理由 〇〇警察本部から、上記の××××株式会社について、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が行う公共事業等からの排除要請の取消の通知があったため（別添参照）
- 5 その他